

障害者福祉タクシー料金助成利用券の使用上の注意

障害者福祉タクシー料金助成利用券(以下「利用券」という。)を使用する際には、利用券に記載された注意事項を守って利用するとともに、次の事項についてご承諾いただいた上でご利用ください。

1. 今回お渡しする利用券(桃色)は、次の期間のみ使用できます

2020年4月1日(水)から 2021年3月31日(水)まで

2. 利用券に助成金額を記入する欄があります(記入は運転手が行います)
3. 利用券使用時は、必ず障害者手帳を運転手に見せて、本人確認を受けてください
→本人確認ができない場合、利用券は使用できません
→確認した手帳番号を利用券に記入します(記入は運転手が行います)
3. 受給者が市外へ引越した場合は、利用券は使用できません(施設入所を除く)
4. 利用券1枚の助成金額が変更されたタクシー会社があります
5. 車イスやストレッチャー等による乗車が可能なタクシー(時間制運賃のもの)は、「迎車料金」の助成はありません
6. 利用券は、乗車1回につき最大6枚まで使えます
7. 利用券の助成の上限額に満たない金額は、「現金」でお支払いただきますようご協力ください →→→ [説明はウラ面へ](#)
8. この制度は、障がいのある方が外出した際、実際に利用したタクシーの料金の助成を行うことにより、外出の支援を行うことを目的にしています
利用券は、「金券」として配布しているものではありません
(運転手への「心付け(チップ)」として渡すことはできません)

2020年4月1日

《問合せ先》

知立市役所 福祉課 障がい福祉係

電話:0566-95-0118(直通)

FAX:0566-83-1141



利用券の財源は「税金」です。注意事項等を守って正しく使用してください。

[ウラ面へ](#)

【 利用券の使用方法について 】

タクシー乗車時の初乗運賃×0.9が助成額となります。

タクシー業者ごとに初乗運賃、迎車料金が異なります。乗車したタクシー業者様に確認をしてください。

たとえば 初乗運賃が600円の場合 利用券の助成額＝540円となります。

請求されたタクシー料金＝1,000円（迎車料金除く） とします。

↓

利用者は、「利用券（540円）1枚」と「現金460円」を

タクシー料金としてお支払いいただきますようご協力ください。

→「現金460円」を利用券で支払うことは、可能ですが、
差額分を「おつり」として受け取ることはできません。

登録タクシー業者（令和2年4月1日現在）

	※福祉 タクシー	電 話 番 号
名鉄東部交通(名鉄タクシー)		0566-81-1276
大興タクシー	○	0566-21-3418
名鉄知多タクシー(株)		0569-37-1112
安城交通(株)		0566-74-2214
東名タクシー	○	0562-97-1181
リフト付介護タクシー福祉の足	○	0562-92-4886
(株)豊明交通		0562-92-1301
介護タクシー東海	○	0120-087-656
介護タクシー豊心	○	0565-52-0418
介護タクシーさくら	○	0120-396-015
介護タクシーおとうさん	○	090-1783-5650
福祉タクシーあいあい	○	0800-200-0500
介護タクシー杉タク	○	080-1627-2869
刈交タクシー	○	0566-21-4503
名鉄タクシーホールディングス(株)		052-331-2211
愛知福祉サービス(有)		0566-71-2766
(株)みかわケア介護・福祉タクシー	○	0566-91-8969
合同会社介護タクシースマイル	○	0566-21-7441
こうしん介護タクシー	○	0120-47-1148
介護タクシーふれあい	○	0562-83-7127
介護タクシーえん	○	0566-78-0178

※ 福祉タクシー:車イスやストレッチャー等による乗車が可能なタクシーがあるタクシー業者